(財政金融委員会)

関 税 定率 法 等の一 部を改正する法 律 案 閣 法第七号)(衆議 院送付) 要旨

本法 律 案 ば 最 近 に お け る内外 の 経 済 情 勢 等 に対 応 けるため、 特 恵 関 稅 制 度、 関 税率等に つい て 所 要 の 改

正 を行うととも ĺ 貿易 円 滑 化 の た め の 税 関 手 続 の 改 善、 稅 関 に おけ る 水 際 取 締 IJ の 充 実 強 化 等を図 「 る た

め の 所 要 の 改 正 を行うも の で あ וֹ) そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る。

一、特恵関税制度の改正

平 成二十三年三月三十 日 に 適 用期限が到 来する特 恵 関 税 制 度 に つ しし て、 適 用期限を十年延長するとと

も に 鉱 工 業 産 品 に 対 す る 年 間 の 特 恵 適 用 の 限 度 枠 の 廃 杧 鉱 工 業 産 品 の 特 恵 税 率 の引上げ等を行う。

二、個別品目の関税率の改正

硝酸バリウム等の関税率の撤廃等を行う。

三、暫定関税率等の適用期限の延長等

平 成二十三年三月三十一 日に 適 用期限 . が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関 税制度及び

牛肉又は豚肉等に係る関税 の緊急措置につい て、 適 用期限 を 一 年延長するとともに、 同日に適 用期限 が 到

来する航空機 部分品等の 免 税 制 度 及び加工再輸 入減 税 制 度につい ر ر 適 用期限を三年延長する。

四 貿 易 円 滑 化 の た め の 税 関 手 続 の 改 善

1 貨 物 を 保 税 地 域 等 に 搬 λ し た 後 に行うものとされてい る輸出申告について、 貨 物 を保税地 域 等に 搬 λ

することなく行うことを可能とする。

2

貨

物

の

セキュ

IJ

ティ

管

理

ح

法令遵守

の 体

制が

½整備·

さ

れ

た認定通

関業

者又は認定製

造

者

ー が 関

与

する

輸

出

申 告 に 係 る 貨 物 に つ しし て、 保 税 地 域 等 に 搬 入することなく輸 出 の 許 可 を受け ることを 可 能 とす る

ゼ 税 関 に お け る 水 際 取 締 IJ の 充 実 強 化

1 外 国 貿 易 機 等 の 運 航 者等に対 ŕ 入 港 前 に事 前 旅 客 情 報 に加 えて予約情報 等 につい ても報告を求める

ことを可能とする。

2 不 庒 一競争 防 止 法に 規定する技術的制限手段を回避する装置を提供する行為を組成する物品を輸出入し

てはならない貨物に追加する。

六、施行期日

こ の 法律は、 別段の定めがある場合を除き、 平成二十三年四月一日から施行する。